

G 7 教育大臣会合富山県委員会事業協賛要領

(趣旨)

第1条 この要領は、主要国首脳会議（G 7 広島サミット）の関係閣僚会合であるG 7 富山・金沢教育大臣会合（以下「会合」という。）が開催されるにあたり、G 7 教育大臣会合富山県委員会（以下「富山県委員会」という。）が実施する事業の趣旨に賛同する企業、団体等（以下「企業等」という。）が、当該事業に協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

(協賛)

第2条 この要領において協賛とは、企業等が富山県委員会に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 資金協賛 富山県委員会が実施する事業に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供
- (2) その他協賛 前号のほか、富山県委員会が特に認めるもの

2 協賛金の提供については、原則として、3万円を1口とする。

(協賛の募集期間)

第3条 協賛の募集期間は、令和4年12月1日から令和5年4月30日までとする。

(協賛の申込み等)

第4条 協賛を行おうとする企業等は、協賛承諾書（以下「承諾書」という。）を富山県委員会に提出するものとする。

2 富山県委員会は、前項の承諾書の提出があった場合であって、第8条1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、速やかに承諾書を受理するとともに、承諾書を提出した企業等（以下「申込者」という。）に電子メール等により受理した旨を通知するものとする。

(協賛金の納付等)

第5条 協賛金の申込者は、原則として、富山県委員会が指定する金融機関の口座に振込みの方法により、令和5年5月31日までに協賛金を納付するものとする。

2 富山県委員会は協賛金受領後、速やかに協賛金受領書を発行するものとする。

(協賛の特典等)

第6条 協賛を行った企業等（以下「協賛者」という。）への特典は、富山県委員会会長が別に定めるものとする。

(協賛金の使途)

第7条 協賛金は、その全てを富山県委員会事業の経費に充てるものとする。

(協賛の不受理等)

第8条 富山県委員会は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、承諾書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を通知するものとする。

- (1) 会合の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある場合
 - (2) 法令又は公序良俗に反する場合、又は社会的に非難を受けるおそれのある場合
 - (3) 特定の個人、政党、宗教団体の活動のために、協賛による特典若しくは協賛の事実を利用する場合、又はそのおそれのある場合
 - (4) 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる場合
 - (5) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる場合
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
 - (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - (9) その他富山県委員会が不相当と判断する場合
- 2 富山県委員会は、協賛者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は該当することが判明した場合は、協賛を取り消し、当該協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、受領済みの協賛金を返戻する。

附則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。